

社会福祉法人 伊方福祉会

役員等に関する報酬及び費用弁償規定 準則

第1項

役員（理事及び幹事、評議員）についての報酬については無報酬する。ただし、役員には費用を弁償することができる。

1. 費用の弁償は一回の会議に出席する役員、役員候補者に金500円を弁償する。ただし、同日行われる評議員会、理事会については一回議分の費用を弁償する。
また、その他出席が必要な役員候補や議題の説明者も同様とする。
2. 役員の選任時に必要とされる、印鑑証明書等の取得にあたり、かかる費用は弁償しないものとする。
3. 前回、会議より二週間以内に開催される会議については費用を弁償しない。
4. 出張にかかる費用は実費とする。宿泊する場合の宿泊費用は上限1500円とし、領収証を提出することとする。原則として公共交通機関を使用することとし、領収書を提出することとする。また、自家用車を使用する場合においては支給しないものとするが駐車場料金、有料道路の通行費は領収証の提出により支払うものとする。
また、伊方福祉会の勤務時間内の日帰りの福岡県内を自家用車、公用車を使用したものは出張とはしない。ただし、駐車場料金や有料道路の通行費は領収書の提出により支払うものとする。